[事案 28-169] 保険料積立金返還請求

· 平成 29 年 5 月 26 日 和解成立

<事案の概要>

積立金の引出しと契約貸付が申立人に無断で行われたことを理由に、積立金の引出分および 契約貸付がなかったことを前提とした解約返戻金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成23年1月に契約した積立保険および平成6年6月に契約したこども保険について、積立金の引出し(積立保険)と契約貸付(こども保険)は元配偶者が無断で行ったことであるから、積立金の引出分および契約貸付がなかったことを前提として解約返戻金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)積立金の引出しはカードを利用してなされているが、カード規程には、ATM に入力された 暗証番号が登録された暗証番号と一致したときは、その請求は契約者による請求とみなす 旨が規定されているので、引出しについて当社は責任を負わない。
- (2)担当者には、申立人元配偶者が契約貸付金を着服することの予見可能性はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、積立金の引出しと契約貸付に関する申立人、申立人元配偶者、担当者の関与の状況を把握するため、申立人と担当者に対して事情聴取を行いました。

2. 裁定結果

上記手続の結果、積立金の引出分の支払いは認められないが、以下のとおり、契約貸付の無効は認められるため、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 担当者の事情聴取によると、契約貸付請求書は、いずれも申立人元配偶者が担当者の面前で記入していた。そして、記録によると、申立人元配偶者は申立人から契約貸付の権限を委ねられていなかったことが窺える。そうすると、契約貸付は申立人の意思に基づかないものであったと考えるのが相当である。
- (2) 保険会社においては、契約貸付請求書は本人自署が原則とされ、運転免許証等により本人確認を行うものとされていたが、担当者の事情聴取によると、担当者はいずれも怠り、契約貸付に対する申立人の意思確認を行っていなかったことが認められる。